

熱料金制度改正について

今般、当社は、東京臨海副都心における地域熱供給の利活用の維持、促進を目的として、下記のとおり、新たな料金減額特約の新設と既存割引条件の拡充を実施いたしました。

記

1 期限付減額特約の新設

○ 事業の収支状況に応じて適時柔軟な料金低減を可能とするため、現行の供給規程料金の範囲内で、期限を定めて料金を減額する特約制度を新設します。

○ 今回実施する減額の適用期間は、以下のとおりとします。

平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※但し、基本料金については、双方異議が無ければ自動更新・長期継続

○ 今回実施する減額条件は、下表のとおりです。

料金区分		供給規程料金	減額後料金	減額金額	減額率
基本料金(月額) (円/MJ・時)	冷水	393	385	8	約 2%
	温水	243	238	5	
従量料金 (円/MJ)	冷水	2.42	2.06	0.36	約 15%
	温水	2.22	1.91	0.31	

○ 対象 全需要家（原則）

2 年間高負荷割引制度の拡充

○ 熱製造設備の稼働率の向上をより一層推進するため、年間高負荷割引制度の適用条件を拡充します。（平成 29 年度販売分から適用）

○ 改正後の適用条件は、下表のとおりです。

区分	全負荷相当時間		割引額 ※変更無し
	平成 28 年度まで	平成 29 年度より	
冷水	1,900 時間超	1,700 時間超	93 銭/MJ
温水	1,000 時間超	※変更無し	90 銭/MJ

○ 対象 供給規程に定められた適用条件に該当する需要家